

指定管理者(候補者)の選定結果について

沖縄県が設置している下記の「公の施設」への指定管理者制度の導入に向け下記のとおり指定管理者(候補者)を選定したので、その結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、令和4年11月県議会の議決を経た後に行うこととなります。

1 対象施設

- (1)施設名称 うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンター
(2)施設の概要 沖縄振興特別措置法第41条の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域における国際物流拠点産業の集積により沖縄の産業及び貿易振興を図るために設置された施設
(3)設置場所 うるま地区内賃貸工場はうるま市宇州崎地内及び勝連南風原地内
うるま地区内企業立地サポートセンターはうるま市宇州崎12番94

2 選定方法

(1)運用委員会構成員

- 委員長 沖縄国際大学 経済学部教授 島袋 伊津子
委員 大城税理士事務所 所長(税理士) 大城 逸子
委員 株式会社沖縄産業振興センター 事業総括部長 玉那覇 正美
委員 株式会社ナノシステムソリューションズ 代表取締役社長 稲住 仁

(2)審査の経過

- 令和4年7月11日 第2回運用委員会(選定基準等の検討)
令和4年10月18日 第3回運用委員会(指定管理候補者の選定)

(3)選定基準等

事務局による資格審査、指定管理者制度運用委員会による適格性審査(配点40)及び事業計画審査(配点60)により選定

選定基準(審査項目): 適格性審査	配点
ア 経営は堅実であるか	16点
イ 収支計画が適正であるか	8点
ウ 職員配置計画が適正であるか	8点
エ 公の施設の指定管理実績があるか	8点
合計	40点

選定基準（審査項目）：事業計画審査		配点
1	<p>県民の公平な利用を確保するため適切に施設の維持管理がなされるものであること。</p> <p>(1) 施設の管理運営を希望する理由について</p> <p>(2) 施設の維持管理方針について</p> <p>(3) 防災の取組又は災害等が発生した場合の対応について</p> <p>(4) 建築設備の維持管理について</p> <p>(5) 清掃・塵芥処理・保安警備業務について</p> <p>(6) 修繕業務について</p> <p>(7) 現状変更に伴う工事等の調整について</p>	20点
2	<p>国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区の効用を最大限に発揮させるための管理運営がなされるものであること。</p> <p>(1) 当地区における企業誘致の推進等の事業を行っている団体との協力体制の構築について</p> <p>(2) 企業誘致活動の支援について</p> <p>(3) 立地企業の事業支援について</p> <p>(4) 施設使用許可手続の支援について</p> <p>(5) 立地企業の意見の反映や業務改善への取組について</p> <p>(6) 周辺自治体の施策を理解し、意見を反映させる取組について</p>	18点
3	<p>施設管理を安定して行える物的及び人的能力を有するものであること。</p> <p>(1) 施設の安全確保に関する取組について</p> <p>(2) 損害賠償責任保険等の加入について</p> <p>(3) 自己の業務内容の点検に関する取組について</p> <p>(4) 個人情報保護及び守秘義務の確保に対する取組について</p>	8点
4	<p>その他指定管理者として十分な能力を有するものであること</p> <p>(1) 業務の理解度</p> <p>(2) 業務への取組意欲</p> <p>(3) 施設管理費節減の工夫</p>	12点
5	<p>自主事業は、施設の設置目的及び管理運営の基本的な考え方に沿ったものであること</p> <p>自主事業の取組について</p>	2点
合 計		60点

選定結果

- (1) 申請団体名 2団体
株式会社沖縄ダイケン
A社

(2) 評価点数 (平均)

順位		適格性審査	事業計画審査	合計
第1位	株式会社沖縄ダイケン	33点	46.75点	79.75点
第2位	A社	24点	50点	74点

4 指定管理者(候補者)

(1) 団体名 株式会社沖縄ダイケン

(2) 代表者名 代表取締役社長 山盛 博文

(3) 住 所：沖縄県那覇市おもろまち1丁目1番12号

5 選定理由

沖縄県商工労働部企業立地推進課の公の施設に係る指定管理者制度運用委員会において、事務局による資格審査の結果を報告した。また、プレゼンテーション及び委員による質疑を実施し、事業計画書等の内容を審査したところ、その採点結果は4名の委員の平均で100点満点中79.75点となった。

株式会社沖縄ダイケンの職員配置計画や事業計画書等の内容が、沖縄県の産業振興を図るという施設の設置目的に沿うものとなっていることや、安定した施設の管理が可能であることが評価された。

6 指定の期間(予定)

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで